電子申請方法

パソコンやスマートフォンで「ぴったりサービス」と検索しクリックまたは、
 2次元コードを読み込む。





2 市区町村(高萩市)とカテゴリ(救急・消防)を選択し、検索する。

王入力	高萩市と入力ス	くはプルダウンで選択
	検索	
▼ 高萩市	•	
-		
5)		
□ 子育て	□ 引越し・住まい	高齢者・介護
□ 戸籍・住民票・印鑑 登録等	□税	🗌 ペット・動物
□ 市民活動・地域コミ ュニティ	防災・被災者支援	🛃 救急・消防
	 ▼ 高萩市 ■ 示育て □ 示育て □ 戸籍・住民票・印鑑 登録等 □ 市民活動・地域コミ ュニティ 	 ▲ 高萩市 ▲ 高萩市 ▲ 高萩市 ▲ 「 ▲ 「 ▲ 「 ▲ 「 ● 予育て ● 引越し・住まい ● 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

3 電子申請を行う届出を選び、「詳しく見る」を選択する。

区町村:茨城県高萩 索条件:救急・消防	市		
当件数11件			
	※· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1火。 做火有又饭			
【災害】罹災証	明書の発行申請		
マイナンバーカード	必須 電子申請可		
受付開始日 2021年05,	月26日		
災害による被害の程	度を証明する罹災証明書を発行する手続を行うことができます。		
	詳しく見る		
全体についての	消防計画作成(変更)届出(高萩消防署)		
电子中码 D 受付期間 2022年09月2	18日~2999年12月31日		
电子中語 受付期間 2022年09月2 建物全体についての	18日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。		
電ブ中朝リ 受付期間 2022年09月: 建物全体についての	18日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る		
■2 ⁻⁺⁺⁺ 6月 ⁻ 月 受付期間 2022年09月; 建物全体についての	28日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る		
¹¹² (1 ⁴ GF) ¹¹ (1 ⁴ GF	28日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る 講等着工届出(高萩市消防本部 予防課)		
¹¹ 世3月19] 受付期間 2022年09月: 建物全体についての 工事整備対象設(電子申請可	28日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る 講等着工届出(高萩市消防本部 予防課)		
 モナ(中)時(リ) 受付期間 2022年09月; 建物全体についての 工事整備対象設(電子申請可 受付期間 2022年09月2	28日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る 講等着工届出(高萩市消防本部 予防課) 18日~2999年12月31日		
 電子中朝中J 受付期間 2022年09月; 建物全体についての 工事整備対象設任 電子申請可 受付期間 2022年09月2 工事整備対象設備等	28日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る 講等着工届出(高萩市消防本部 予防課) 18日~2999年12月31日 の工事(新設・増設など)を行う場合に届け出る手続きです。		
■ <u>5</u> ⁻⁺⁺ 9月 受付期間 2022年09月; 建物全体についての 工事整備対象設(電子申請可 受付期間 2022年09月2 工事整備対象設備等	28日~2999年12月31日 防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。 詳しく見る		

※ 下記の届出の中から選択する。

- ·消防計画作成(変更) 届出
- •防火•防災管理者選任(解任) 届出
- ・全体についての消防計画作成(変更)届出
- ·統括防火·防災管理者選任(解任) 届出
- ·自衛消防組織設置(変更) 届出
- ・自衛消防訓練実施に係る事前の届出
- •防火対象物使用開始届出
- ・火を使用する設備等の設置の届出(炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・ 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ず る設備・放電加工機)

- ・火を使用する設備等の設置の届出(急速充電設備・燃料電池発電設備・発電 設備・変電設備・蓄電池設備)
- ·防火対象物点検結果報告
- ·防火管理点検結果報告
- ·消防用設備等(特殊消防設備等)点検結果報告
- ・工事整備対象設備等の着工届出
- ·消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出
- 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- 防火対象物・防災管理対象物管理権限者変更届出

4 「申請する」を選択する。

茨城県高萩市

全体についての消防計画作成(変更)届出(高萩消防署)

```
全体についての消防計画作成(変更)届出
```

⊕ オンライン申請

```
制度
火災予防
対象
統括防火(防災)管理者
手続を行う人
対象者ご本人又は依頼を受けた方
```

概要

建物全体についての防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更した場合に届け出る手続きです。

- 手続期限

全体についての防火(防災)管理に係る消防計画を作成したとき、又は変更したとき

- 手続に必要な添付書類

全体についての消防計画 ?
 ※

建物全体についての防火、防災管理上必要な事項を定めた計画書です。

• 手続方法

本フォームで申請できない場合は、下記の窓口での届出をお願いいたします。 <窓口の場合の提出先> 高萩市消防本部 高萩消防署(茨城県高萩市東本町3丁目11番地)

所管部署
 高萩市消防本部 高萩消防署

根拠法律・条例等

消防法第8条の2 消防法施行令第4条の2 消防法施行令第48条の3 5 step 1 から順に step 5 まで入力、画面に従い進めてください。
※step 2 で入力する「宛先」は、「高萩市消防長」と入力してください。
※step 3 で「入力中の申請データを保存する」をクリック、次に「申請データを保存」をクリックした後に、「次へすすむ」をクリックし、step 4 に進んでください。

茨城県高萩市

全体についての消防計画作成(変更)届出(高萩消防署)

⊕ オンライン申請

以下より手続を開始してください。 入力途中の内容を保存して、再開することも可能です。「入力中の申請データを保存する」 より、入力内容のデータをダウンロードすることができます。



6 step 5 まで進めば「送信する」を選択し、電子申請完了です。

茨城県高萩市

全体についての消防計画作成(変更)届出(高萩消防署)(完了率:90%)

step1 step2 pi請者情報入力 step2 pi請情報入力 step3 大力内容確認 が step4 **step5 電子署名・送信・印刷**

step5 電子署名・送信・印刷

送信を実行

手続の送信を実行します。よろしければ、「送信する」ボタンを押してください。

申請先

茨城県 高萩市

手続名

全体についての消防計画作成(変更)届出(高萩消防署)

送信する

茨城県高萩市

全体についての消防計画作成(変更) 届出(高萩消防署)(完了率:100%)

申請完了

申請を正しく受け付けました

step1申請者情報入力でメールアドレスを入力していた場合、受付完了の通知をお送りしていますのでご確認ください

申請先窓口

茨城県 高萩市

今回申請された手続

火災予防 全体についての消防計画作成(変更) 届出(高萩消防署)

受付番号

220929048838899

```
申請先窓口からのお知らせがございます。
只今、電子申請いただいた書類について、高萩消防署が電子申請データ「受領後」に、
書類の内容確認後に、高萩消防署から電子メールにて「届出完了」のメールを送信します。
また、書類の内容に不備がある場合は、高萩消防署から連絡又は書類の差し戻しを行います
ので、「届出完了」までもうしばらくお待ちください。
保存した申請データ(CSV形式)がExcelで文字化けする場合、バックアップ取得後に以下の方
法をお試しください。
1.申請内容ファイル(CSV形式)を右クリック→「プログラムから開く」→「メモ帳」で「フ
ァイルを開く」を選択
2.「ファイル」→「名前をつけて保存」→ダイアログボックス上の「文字コード」を「ANSI」
に変更して保存
3.ExcelでCSVファイルを開き、文字化けが解消されていることを確認
```

留意事項

1 「申請様式の控え」のダウンロードについて

電子申請では副本が返却されません。申請様式の控え(PDF形式)が副本の 代わりとなりますので、必ず「控えをダウンロード」してください。

申請様式の控え(PDF形式)および申請データ(CSV形式)のダウンロード

申請様式の控え(PDF形式)および申請完了後の申請データ(CSV形式)をダウンロードできます。

ファイルを保存いただくことを推奨いたします。 次回も同じ手続を申請する場合や、再申請が必要になった場合、こちらでダウンロードした申 請データ(CSV形式)をご利用できますので大切に保存してください。



2 マイナンバーカードの使用について

申請者情報の入力の際、マイナンバーカードを使って自動入力ができますが、 マイナンバーカードの使用は必須ではありません。

マイナンバーカードを使用しなくても申請可能です。

また、step3で申請データをダウンロードし保存しておくと、電子申請後、 消防署から修正指示又は届出内容変更があり、再申請する際や今後同じ様式を 申請する際に、入力が省略でき、手続きがスムーズに行えるので活用してください。

